



2025 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社 ニ フ コ
本 社 所 在 地 神奈川県横須賀市光の丘 5 番 3 号
コ ー ド 番 号 7 9 8 8 (東京証券取引所プライム)
代 表 者 名 代表取締役社長 柴尾 雅春
責 任 者 名 取締役専務執行役員 最高財務責任者 矢内 俊樹
(T E L 03-5476-4853)

従業員持株会を通じた株式付与のための自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025 年 5 月 19 日開催の取締役会において、次のとおり、第三者割当による自己株式の処分を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025 年 7 月 25 日
(2) 処分株式の種類及び株式数	当社普通株式 115,000 株(注)
(3) 処分価額	一株につき 3,419 円
(4) 処分総額	393,185,000 円(注)
(5) 処分方法	第三者割当の方法による
(6) 処分予定先	ニフコ従業員持株会
(7) その他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

(注) ニフコ従業員持株会（以下、「本持株会」といいます。）は、本日開催予定の本持株会理事会の決議を経て、十分な周知期間を設けて当社及び当社子会社従業員（以下、「対象従業員」といいます。）に対する入会プロモーションを実施し、本持株会への入会希望者を募ります。このため、処分株式数（募集株式数）及び処分総額（払込総額）は、プロモーション終了後に確定します。対象者数が確定した場合の処分株式数（募集株式数）及び処分総額（払込総額）につきましては、確定次第速やかにお知らせする予定であります。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2025 年 5 月 19 日、当社の中長期的な株主価値に対する従業員のモチベーション向上を企図して、当社の発行する普通株式（以下、「当社株式」といいます。）を、本持株会の会員（以下、「対象会員」といいます。）に対し、特別奨励金として付与するインセンティブ・プラン（以下、「本スキーム」といいます。）の導入を決定いたしました。本スキームの概要につきましては、本日付「特別奨励金スキーム（自己株式処分型）の導入について」をご覧ください。

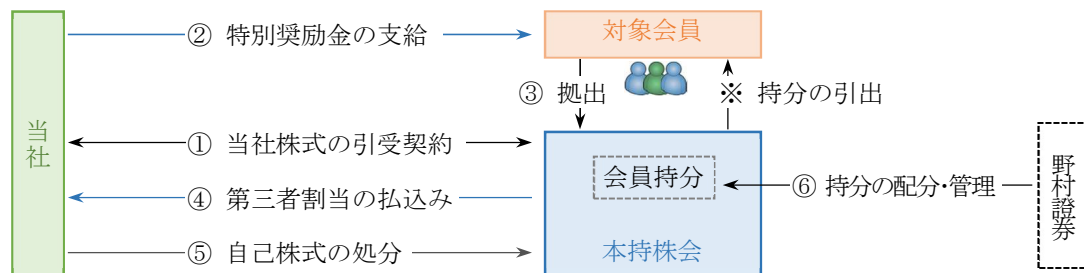
本スキームは、対象会員に特別奨励金を付与し、当該特別奨励金の拠出をもって本持株会に自己株式を処分する（以下、「本自己株式処分」といいます。）もので第三者割当の方法によるものです。処分株式数につきましては、1. 処分の概要の(注)に記載のとおり、後日確定いたしますが、最大 115,000 株を本持株会へ処分する予定です。対象会員への特別奨励金の付与は、金銭を付与するもので、金銭債権の付与ではありません。

また、付与された特別奨励金の抛出現以外に対象会員による金銭の抛出現はありません。

なお、希薄化の規模（いずれも小数点以下第3位を四捨五入しています。）は次のとおりとなります。

発行済株式数（2025年3月31日時点）	100,257,053株	0.11%
総議決権数（2025年3月31日時点）	955,276個	0.12%

3. 本スキームの仕組み（子会社の記載は省略しています。）



① 当社と本持株会は、自己株式の処分及び引受けに関する株式引受契約を締結します。

② 当社は、対象会員に当社株式付与のための特別奨励金を支給します。

③ 対象会員は支給された特別奨励金を本持株会に抛出現します。

④ 本持株会は対象会員から抛出現された特別奨励金を取りまとめ、第三者割当についての払込みを行います。

⑤ 当社は本持株会に対して自己株式を処分します。

⑥ 割り当てられた当社株式は、本持株会が持株事務を委託している野村証券株式会社を通じて、本持株会内の対象会員の持分に配分・管理されます。

※ 対象会員は割り当てられた当社株式を対象会員名義の証券口座に任意に引出すことができます。

4. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本スキームの導入を目的としております。処分価額につきましては、2025年5月16日（取締役会決議日の前営業日）の東証プライム市場における当社株式終値である3,419円としております。これは、取締役会決議日直前のマーケット・プライスであり、合理的と考えております。なお、この処分価額の東証プライム市場における当社株式の終値平均からの乖離率（小数点以下第3位を四捨五入しています。）は次のとおりとなります。

期間	終値平均（円未満切捨て）	乖離率
1ヶ月（2025年4月17日～2025年5月16日）	3,484円	-1.87%
3ヶ月（2025年2月17日～2025年5月16日）	3,578円	-4.44%
6ヶ月（2024年11月18日～2025年5月16日）	3,638円	-6.02%

当社の監査等委員会（3名のうち2名は社外取締役である監査等委員）は、上記処分価額について、本自己株式処分が本スキームの導入を目的としていること、及び処分価額が取締役会決議日の前営業日の東証プライム市場における当社株式の終値であることに鑑み、割当先に特に有利な処分価額に該当せず、適法である旨の意見を表明しています。

4. 企業行動規範上の手続き

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以 上